

様式第二号の八（第八条の四の五関係）

（第1面）

産業廃棄物処理計画書	
令和6年6月21日	
大阪府知事 殿	
提出者 住 所 大阪府摂津市安威川南町2-30 氏 名 東海旅客鉄道株式会社 大阪仕業検査車両所 所長 志々場 栄夫 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号 072-654-8914	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	

事業場の名称	東海旅客鉄道株式会社 大阪仕業検査車両所
事業場の所在地	大阪府摂津市安威川南町2-30
計画期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	42：鉄道業
②事業の規模	
③従業員数	1468名
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙の通り

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	①無機性汚泥	②無機性汚泥
	排出量	令和5年度排出なし t	379 t
	(これまでに実施した取組) ・特になし		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	①無機性汚泥	②無機性汚泥
	排出量	0 t	367 t
	(今後実施する予定の取組) ・現状維持		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・廃プラスチック類、ガラスくず、木くず、金属くず、乾電池、 廃油、無機性汚泥、蛍光灯はそれぞれ分別保管している。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・現状維持

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
【前年度（令和5年度）実績】			
③廃プラスチック類	④ガラスくず	⑤木くず	⑥金属くず
739 t	25 t	158 t	28 t
【目標】			
③廃プラスチック類	④ガラスくず	⑤木くず	⑥金属くず
716 t	24 t	153 t	27 t

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
【前年度（令和5年度）実績】			
⑦乾電池	⑧鉍物系廃油	⑨鉍物系廃油	⑩無機性汚泥
令和5年度排出なし t	30 t	3 t	83 t
【目標】			
⑦乾電池	⑧鉍物系廃油	⑨鉍物系廃油	⑩無機性汚泥
0 t	29 t	2 t	81 t

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
【前年度（令和5年度）実績】			
⑪金属くず	⑫廃電気機械器具	⑬廃プラスチック類	⑭蛍光灯
62 t	0.18 t	746 t	1 t
【目標】			
⑪金属くず	⑫廃電気機械器具	⑬廃プラスチック類	⑭蛍光灯
60 t	0.17 t	723 t	1 t

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	①無機性汚泥	②無機性汚泥
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	－ t	－ t
	(これまでに実施した取組) ・特になし		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	①無機性汚泥	②無機性汚泥
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	－ t	－ t
	(今後実施する予定の取組) ・現状維持		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	①無機性汚泥	②無機性汚泥
	全処理委託量	0 t	379 t
	優良認定処理業者への処理委託量	0 t	379 t
	再生利用業者への処理委託量	－ t	－ t
	認定熱回収業者への処理委託量	－ t	－ t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	－ t	－ t
(これまでに実施した取組) ・委託基準を遵守できる産廃処理業者を選定しており、定期的に処理状況の現地確認を行っている。			

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
【前年度（令和5年度）実績】			
③廃プラスチック類	④ガラスくず	⑤木くず	⑥金属くず
－ t	－ t	－ t	－ t
/			
【目標】			
③廃プラスチック類	④ガラスくず	⑤木くず	⑥金属くず
－ t	－ t	－ t	－ t
/			
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
【前年度（令和5年度）実績】			
③廃プラスチック類	④ガラスくず	⑤木くず	⑥金属くず
739 t	25 t	158 t	28 t
739 t	25 t	158 t	28 t
－ t	－ t	－ t	－ t
－ t	－ t	－ t	－ t
－ t	－ t	－ t	－ t
/			

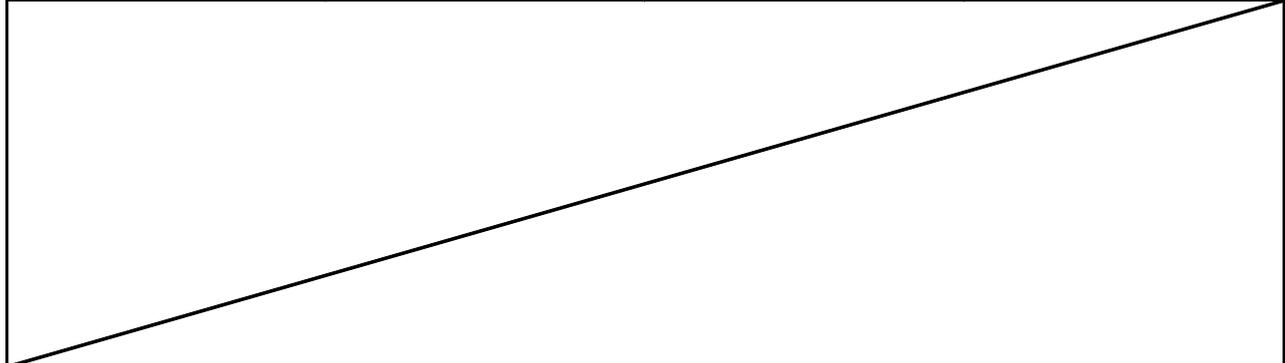
自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
【前年度（令和5年度）実績】			
⑦乾電池	⑧鉍物系廃油	⑨鉍物系廃油	⑩無機性汚泥
－ t	－ t	－ t	－ t
/			
【目標】			
⑦乾電池	⑧鉍物系廃油	⑨鉍物系廃油	⑩無機性汚泥
－ t	－ t	－ t	－ t
/			
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
【前年度（令和5年度）実績】			
⑦乾電池	⑧鉍物系廃油	⑨鉍物系廃油	⑩無機性汚泥
0 t	30 t	3 t	83 t
0 t	0 t	0 t	83 t
－ t	－ t	3 t	－ t
－ t	－ t	－ t	－ t
－ t	－ t	－ t	－ t
/			

(第4面)

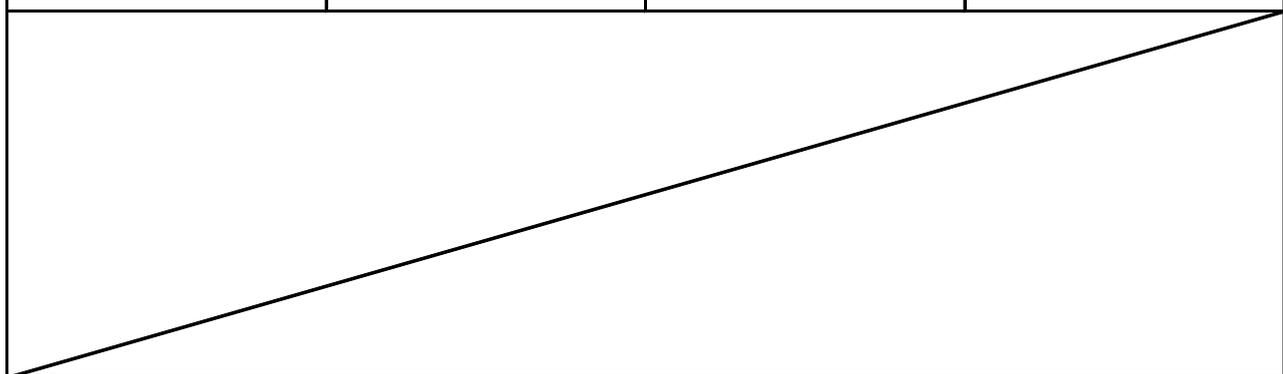
自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
【前年度（令和5年度）実績】			
⑪金属くず	⑫廃電気機械器具	⑬廃プラスチック類	⑭蛍光灯
－ t	－ t	－ t	－ t
/			
【目標】			
⑪金属くず	⑫廃電気機械器具	⑬廃プラスチック類	⑭蛍光灯
－ t	－ t	－ t	－ t
/			
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
【前年度（令和5年度）実績】			
⑪金属くず	⑫廃電気機械器具	⑬廃プラスチック類	⑭蛍光灯
62 t	0.18 t	746 t	1 t
62 t	0 t	746 t	1 t
－ t	－ t	－ t	1 t
－ t	－ t	－ t	－ t
－ t	－ t	－ t	－ t
/			

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	①無機性汚泥	②無機性汚泥
	全処理委託量	0 t	367 t
	優良認定処理業者への処理委託量	0 t	367 t
	再生利用業者への処理委託量	— t	— t
	認定熱回収業者への処理委託量	— t	— t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	— t	— t
(今後実施する予定の取組) ・委託処理業者には、引続き定期的に処理状況の現地確認を行う。			
※事務処理欄			

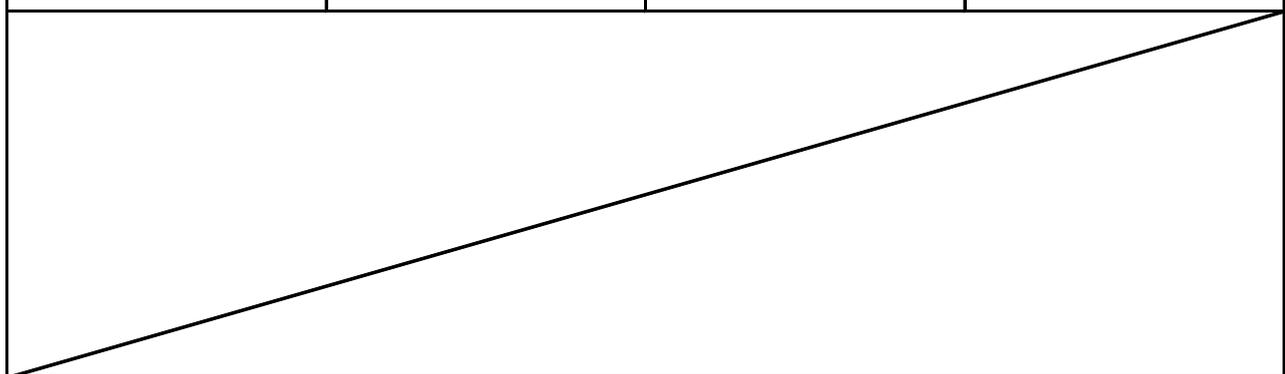
【目標】			
③廃プラスチック類	④ガラスくず	⑤木くず	⑥金属くず
716 t	24 t	153 t	27 t
716 t	24 t	153 t	27 t
— t	— t	— t	— t
— t	— t	— t	— t
— t	— t	— t	— t



【目標】			
⑦乾電池	⑧鉍物系廃油	⑨鉍物系廃油	⑩無機性汚泥
0 t	29 t	2 t	81 t
0 t	29 t	0 t	81 t
— t	— t	2 t	— t
— t	— t	— t	— t
— t	— t	— t	— t



【目標】			
⑪金属くず	⑫廃電気機械器具	⑬廃プラスチック類	⑭蛍光灯
60 t	0.17 t	723 t	1 t
60 t	0 t	723 t	1 t
— t	— t	— t	1 t
— t	— t	— t	— t
— t	— t	— t	— t

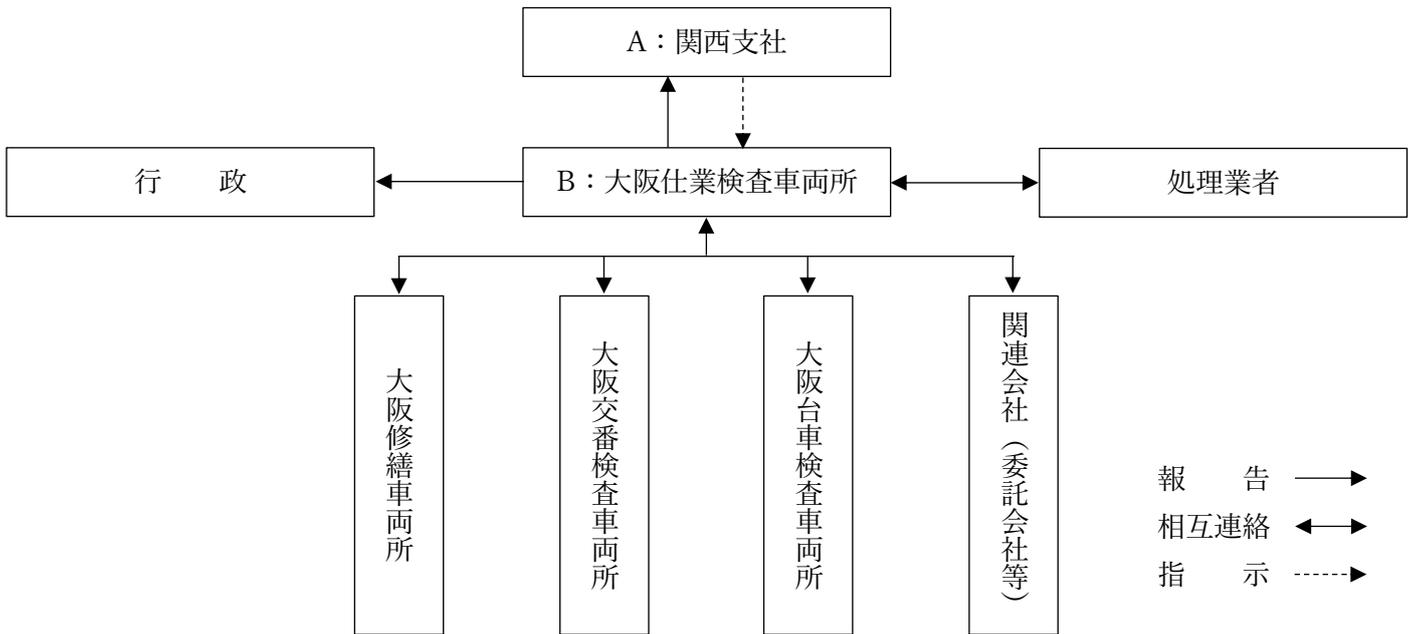


(第6面)

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

【管理体制図】



【各部署の役割】

部 署	役 割
A：関西支社	<ul style="list-style-type: none"> 産業廃棄物の発生から処分に至るまでの帳簿等作成及び統括管理 処理委託業者との契約及び管理 廃棄物の資源化、減量化及び適正管理について検討し産業廃棄物処理計画の策定及びその実施 中間処理施設の稼働状況把握、記録作成等 最終処分場の稼働状況把握、記録作成等 産業廃棄物の適正処理費用の算出 製造工程設備の点検、維持管理 産業廃棄物処理施設の点検、維持管理
B：大阪仕業検査車両所	<ul style="list-style-type: none"> 産業廃棄物の発生工程、種類ごとの排出量及び性状等のチェック、集計、マニフェストの管理等 処理施設（事業場内、外）の定期的査察 行政に対する報告等 産業廃棄物の適正管理 産業廃棄物の種類、性状、発生量及び排出量等の把握 各現場の施設維持管理点検等 管理施設での保管量把握、記録作成等 産業廃棄物分析及び環境事象分析、測定等 上記内容を A に報告

